

添付法令資料 2 :

中国商業銀行資本管理弁法（目次）
2023 年 11 月 1 日国家金融監督・管理総局令第 4 号により公布
2024 年 1 月 1 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 10 条）
- 第 2 章 資本監督・管理指標の計算及び監督・管理要求
 - 第 1 節 資本監督・管理指標の計算範囲（第 11 条ないし第 18 条）
 - 第 2 節 資本監督・管理指標の計算公式（第 19 条ないし第 24 条）
 - 第 3 節 資本監督・管理要求（第 25 条ないし第 30 条）
- 第 3 章 資本の定義
 - 第 1 節 資本の構成（第 31 条ないし第 34 条）
 - 第 2 節 資本控除項目（第 35 条ないし第 41 条）
 - 第 3 節 少数株主資本の処理（第 42 条ないし第 45 条）
- 第 4 章 信用リスク加重資産の計量
 - 第 1 節 一般規定（第 46 条ないし第 53 条）
 - 第 2 節 加重法（第 54 条ないし第 87 条）
 - 第 3 節 内部格付法（第 88 条ないし第 94 条）
- 第 5 章 市場リスク加重資産の計量
 - 第 1 節 一般規定（第 95 条ないし第 103 条）
 - 第 2 節 標準法（第 104 条ないし第 107 条）
 - 第 3 節 内部モデル法（第 108 条ないし第 110 条）
 - 第 4 節 簡素化標準法（第 111 条及び第 112 条）
- 第 6 章 オペレーショナル・リスク加重資産の計量
 - 第 1 節 一般規定（第 113 条ないし第 115 条）
 - 第 2 節 標準法（第 116 条ないし第 121 条）
 - 第 3 節 基本指標法（第 122 条及び第 123 条）
- 第 7 章 商業銀行内部資本充足評価手続
 - 第 1 節 一般規定（第 124 条ないし第 129 条）
 - 第 2 節 ガバナンス構造（第 130 条ないし第 139 条）
 - 第 3 節 リスク評価（第 140 条ないし第 143 条）
 - 第 4 節 資本規画（第 144 条ないし第 147 条）
 - 第 5 節 ストレス・テスト（第 148 条ないし第 150 条）
 - 第 6 節 モニタリング・報告（第 151 条ないし第 155 条）
- 第 8 章 監督・検査
 - 第 1 節 監督・検査内容（第 156 条ないし第 161 条）
 - 第 2 節 監督・検査手続（第 162 条ないし第 169 条）
 - 第 3 節 第 2 支柱資本要求（第 170 条ないし第 172 条）

- 第4節 監督・管理措置（第173条ないし第183条）
- 第9章 情報開示（第184条ないし第192条）
- 第10章 附則（第193条ないし第206条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所